（公的支援に係る借入金債務の返済等の方針）

第三十四条　特定事業者は、事業会社株式に係る譲渡収入から第十九条第四項の規定により指定支給法人に納付した金額を控除した残額（当該残額の運用によって得られた収益を含む。）については、まず水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務に充当し、次に環境大臣が指定する債務及び認可事業再編計画の遂行に必要な費用に充当することができる。

（地域の振興等）

第三十五条　政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

（健康増進事業の実施等）

第三十六条　政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆（きずな）の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

2　政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第三十七条　政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2　前項の公表に当たっては、指定地域等居住者又はその家族の秘密又は私生活若しくは業務の平穏が害されることがないよう適切な配慮がされなければならない。

3　政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4　関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。

第七章　罰則

第三十八条　第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条　第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二　第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条　第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「平成八年九月三十日まで」を「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）附則第二条の規定の施行の日から当分の間」に、「附則第十二条」を「附則第四条」に改め、同項第二号中「昭和六十二年八月三十一日以前に」を削り、「していた」を「した」に改め、同条第二項中「により環境庁長官が受けた申請に関し」を「による申請を受けた場合には」に改め、同条第三項中「附則第十二条」を「附則第四条」に改める。

第四条を次のように改める。

（認定審査の促進）

第四条　県知事等は、認定等の申請をした者で第二条第一項各号に掲げるものの迅速かつ公正確実な救済のため特に必要があると認めるときは、環境大臣と協議の上、環境大臣に対して、当該認定等の申請に係る事案を移送することができる。

2　県知事等は、前項の規定により事案を移送しようとするときは、当該移送に係る認定等の申請をした者の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により事案が移送されたときは、当該移送に係る認定等の申請をした者は、第二条第一項の規定に基づき環境大臣に対して申請を行ったものとみなす。

第五条第三項中「附則第十五条」を「附則第六条」に、「附則第四条」に、「附則第十八条」を「附則第八条」に改める。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法第二条第二項の規定により行われた認定に関する処分は、前条の規定による改正後の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法第二条第二項の規定により行われた認定に関する処分とみなす。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百十七条の次に次の一条を加える。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三百十七条の二　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「環境大臣」を「審理員」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「同法第四十八条において準用する同法第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十一年法律第　号）第三十三条」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に改める。

総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
環境大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　麻生　太郎

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎